

事 務 連 絡

令和5年2月9日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室）御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

令和5年度「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」
（法人間連携プラットフォーム設立運営事業）の採択方針について

平素より、社会福祉法人制度の円滑な運営にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記事業については、「「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の実施について」（平成30年3月28日社援発0328第5号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）に基づき、小規模な社会福祉法人等が、自らの創意工夫に基づき、地域貢献事業を積極的に展開していくことを通じて、こうしたニーズに対応した地域の福祉サービスの一層の充実が図られるよう、複数法人が参画するネットワークを構築し、当該ネットワーク参画法人による協働事業の試行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組を推進することを目的として実施してきたところです。

令和5年度の実施に当たっては、事業の更なる推進のため、実施要綱の3の（2）に規定する事業の採択について、下記のとおりの方針により実施することを予定しておりますので、ご了承ください。

なお、本事業の実施は、令和5年度当初予算の成立が前提となることを申し添えます。

（照会先）

厚生労働省 社会・援護局

福祉基盤課 法人指導監査係

TEL:03-5253-1111（代表）内線 2871

記

1. 優先的に採択する取組について

令和5年度における実施要綱の3の(2)の事業実施に当たっては、以下に掲げる取組内容に応じて、(1)から順に優先的に採択する予定であるので、ご了承ください。

(1) 社会福祉連携推進法人化に向けて、一般社団法人を設立済みであり、当該法人が実施主体となる取組

(2) 次のいずれかに該当する取組

ア これまで「地域における公益的な取組」を実施していなかった小規模法人において、新たに実施するためのもの

イ 山村振興法等の指定地域(注)における参画法人の経営基盤の強化・サービス提供の効率化等を図るためのもの

ウ ICT技術の導入支援を活用し、地域貢献のための協働事業を行うもの

(注) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条に定める振興山村、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条に定める過疎地域、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項に定める離島振興対策実施地域

(3) 令和3年度以前から補助金の交付を受けるプラットフォームであって、事業施行等にさらに1年を要する特段の理由がある取組(令和5年度経過措置)

(4) 上記に該当しない取組

上記の取組を採択した後、残る予算の範囲内で採択する。

2. 補助単価について

本事業にかかる補助単価は、実施要綱に記載の内容に加え、以下の要件とする予定である。

(1) 1(3)に該当する取組については、1プラットフォーム当たりの補助単価を実施要綱に定める国庫補助基準額の1/2以内とする。

(2) 1(4)に該当する取組であって、「複数法人の連携による地域貢献のための協働事業の立ち上げ」と「福祉・介護人材の確保・定着のための取組」のどちらか一方のみを実施する場合にあつては、1プラットフォーム当たりの補助単価を実施要綱に定める国庫補助基準額の1/2以内とする。